

組合員証等の廃止に伴う契約保養所利用の取扱いについて

契約保養所において契約保養所宿泊助成券を使用する場合、当組合の資格の確認を必要としているところですが、昨年１２月２日から新たに組合員証等は発行していないため、下記のいずれかを契約保養所へ提示して当組合の資格の確認を受けていただくよう、よろしくお願いいたします。

記

１ 組合員証等に代わる資格確認について

- （１）マイナポータルの資格情報画面
- （２）資格確認書
- （３）資格情報のお知らせ

２ その他

令和６年１２月１日以前に発行された組合員証等

廃止にかかる経過措置期間（令和７年１２月１日まで）があるため、有効である限りは、引き続き資格確認に利用することが可能です。

※後期高齢者医療の被保険者に該当する７５歳以上の組合員等については、本人確認書類として発行している「後期高齢者等組合員証明書」により確認を受けていただくことになります。